

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(千葉県担当部会)**

**平成28年3月4日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件**

**国 民 年 金 関 係 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500312号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1500129号

### 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年12月28日の標準賞与額を11万7,000円、平成17年7月30日の標準賞与額を12万6,000円、同年12月28日の標準賞与額を29万5,000円、平成19年12月28日の標準賞与額を29万9,000円、平成20年7月31日の標準賞与額を32万円に訂正することが必要である。

平成16年12月28日、平成17年7月30日、同年12月28日、平成19年12月28日及び平成20年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月28日、平成17年7月30日、同年12月28日、平成19年12月28日及び平成20年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和16年生

住 所 :

#### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成16年12月28日  
② 平成17年7月30日  
③ 平成17年12月28日  
④ 平成19年12月28日  
⑤ 平成20年7月31日

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑤までの賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金の記録に記載されていないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の賞与明細書並びに請求者及び同社の元取締役(経理担当)の陳述により、請求者は、同社から請求期間①から⑤までに係る賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記明細書により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は11万7,000円、請求期間②は12万6,000円、請求期間③は29万5,000円、請求期間④は29万9,000円、請求期間⑤は32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述の元取締役（経理担当）は、請求期間①から⑤までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否か不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1500318 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第 1500055 号

## 第1 結論

昭和 57 年 7 月から昭和 59 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 30 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 57 年 7 月から昭和 59 年 1 月まで

請求期間の国民年金保険料は、免除申請していたが、その後、A 社に勤務していたとき（昭和 59 年 2 月 14 日から昭和 60 年 11 月 17 日まで）に、複数回にわけて追納した。そのうち 3 回か 4 回ぐらいは自分が郵便局で追納し、残りは同社の女性事務員に追納の納付書及び現金を渡して追納してもらった。既になくなってしまったが領収書を受け取った記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の追納を複数回にわけて行い、そのうち 3 回か 4 回ぐらいは自分が郵便局で追納し、残りは A 社の女性事務員に追納の納付書及び現金を渡して追納してもらったと主張しているところ、請求者が追納したとする時期（昭和 59 年 2 月 14 日から昭和 60 年 11 月 17 日まで）は、請求期間に係る保険料の追納が可能な期間であり、オンライン記録によると、請求者は、請求期間を除き国民年金の加入期間の保険料を全て納付していることが確認できる。

しかしながら、請求者は請求期間の国民年金保険料を追納したとする具体的な時期、金額及び追納してくれたとする女性事務員の名前を記憶していない上、請求者が当該女性事務員の上司として名前を挙げた者に照会したが、請求者について記憶していないと回答していることから、追納における保険料の具体的な納付状況を確認できない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500181号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1500130号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和9年生

住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和8年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年9月から昭和53年9月まで

私の夫(以下「訂正請求記録の対象者」という。)がA社に勤務していた期間、会社から健康保険被保険者証を交付されていたと記憶しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録を調査し、年金額に反映する期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、訂正請求記録の対象者がA社から健康保険被保険者証を交付されていたので、厚生年金保険にも加入していたはずであると主張しているところ、雇用保険の被保険者記録及び同社の複数の元従業員の陳述により、訂正請求記録の対象者が請求期間の一部において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成2年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、B社の事業主は、請求期間当時、A社の従業員について、健康保険としてC健康保険組合(以下「D組合」という。)に加入させていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため厚生年金保険には加入させておらず、訂正請求記録の対象者の給与から厚生年金保険料は控除していない旨回答しており、請求期間当時の同社の社会保険事務担当者を含む複数の元従業員も、請求期間当時、健康保険としてD組合に加入していたが、厚生年金保険には加入していなかったので、

給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨陳述している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。